

消 防 予 第 205 号

令 和 5 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 13 条第 1 項の規定により、「別表第 1 に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が 200 平方メートル以上の防火対象物又はその部分」には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、冷却又は絶縁のための油類（以下「絶縁油」という。）に植物油を使用する変圧器で、次に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備に代えて大型消火器を設置して差し支えないか。

- 1 絶縁油として使用する植物油は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が 300 度を超えるものであること。
- 2 変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 14 条に規定する過電流遮断器及び第 44 条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。
- 3 変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。
- 4 単器容量が 10,000kVA 以上の変圧器にあつては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器以外が設置されていないこと。
- 5 単器容量が 2,000kVA 以上 10,000kVA 未満の変圧器にあつては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器を含む。）と他設備との間に、耐火構造の壁（衝立）及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。
- 6 変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

(答)

差し支えない。